

森ノ宮医療大学 部・公認サークル細則

平成25年2月21日制定

平成26年1月9日改定

平成28年9月20日改定

令和2年3月5日改定

(目的)

第1条 この細則は、学生の大学教育の一環である課外活動を促進し、もって学生の全人格的な成長に資するため、森ノ宮医療大学課外活動規程で制定する部および公認サークルについて定めることを目的とする。

2 部および公認サークルとは、森ノ宮医療大学課外活動規程第2条の定める体育会および文化会の各部、公認サークルをいう。

(部および公認サークル)

第2条 本学における部および公認サークルは、大学教育の一環として行われるもので、教育の重要な部分を占めるものとする。

2 部および公認サークルは、第3条および第6条に定める規定人数以上の本学学生のみを構成員をもって組織される。部は、定期的に学生連盟等主催の大会や、コンテスト・コンクール及び発表会、もしくはそれらに準ずる会に参加し、技術の向上や上位を目指す団体をいう。公認サークルは、大学が特に認めた活動や大学運営に貢献することを条件に認められる団体をいう。

3 部とは、体育会、文化会をいう。

4 体育会は、体育に関する部を通じて健全なる心身の充実向上と学生の人間形成を図り、学生生活全般の充実に務め、合わせて各団体との連絡、協調を図り、本学発展に資することを目的とする。

5 文化会は、学術、芸術など文化に関する諸問題について広く知識を求め、深く専門を極め、学生生活全般の充実に務め、合わせて各団体との連絡、協調を図り、本学発展に資することを目的とする。

6 公認サークルは、学生生活全般の充実に務め、合わせて各学内の団体との連絡、協調を図り、本学発展に資することを目的とする。

(部の要件等)

第3条 部となるには同好会（非公認サークル）として1年以上の活動実績を有し、かつ、教授会の承認を得なければならない。ただし、教授会で承認された場合は、1年以上の活動実績がなくとも部として認められる場合がある。

2 部となるには、学生連盟又はそれに準ずる団体へ属するものとする。

3 各部には必ず学生代表者を置き、部全般についての学生責任者とする。

4 各部には必ず学生代表者、主務および会計をおくものとする。

5 各部には本学専任教職員の第9条に定める指導者を1名以上置かなければならない。

- 6 学生代表者は、当該部の活動全般について第9条に定める指導者より指導および助言を受け、部が積極的且つ活発に行われるよう努力するものとする。
- 7 学生代表者は、複数の部および公認サークルの責任者を兼ねることはできない。ただし、教授会が特に認めた場合はこの限りではない。
- 8 学生代表者は、部の構成員に変更等が生じた場合は、速やかに部の構成員名簿の変更を学生支援室に提出しなければならない。
- 9 学生代表者は毎年4月末日までに、前年度の活動状況報告書、会計報告書を学生支援室および学生支援委員会に提出しなければならない。
- 10 部として承認されるために必要な構成員の人数は、体育会の部においては、団体競技を行う部の場合は競技に必要な人数、個人競技を行う部の場合は4人以上、文化会の部においては4人以上とする。

(部の入退部)

- 第4条 各部への入部または退部は学生の自由であり、何人もこれを強制もしくは妨げることはできない。
- 2 体育会への入部については、1部のみが入部が許可される。

(部の降格又は解散)

- 第5条 部が第3条10項に定める要件を欠いたとき、又は活動をしなくなったとき、若しくはその他の事由が生じたときは、学生支援委員会委員長は、教授会の承認を得た上で当該部の降格又は解散を命ずることができる。
- 2 降格又は解散を命じられた部は、速やかにこれに従わなければならない。
 - 3 降格又は解散後、再び部となるには、同好会（非公認サークル）として1年以上の活動実績を有し、かつ、教授会の承認を得なければならない。

(公認サークルの要件等)

- 第6条 公認サークルとなるには、同好会（非公認サークル）として1年以上の活動実績を有し、かつ、教授会の承認を得なければならない。ただし、教授会で承認された場合は1年以上の活動実績がなくとも部として認められる場合がある。
- 2 公認サークルの承認は、当該年度限りとし、毎年4月の所定日までに大学に継続届（課外活動団体申請・継続・変更届）を提出するものとする。ただし、提出のない公認サークルは、解散したものとみなす。
 - 3 各公認サークルには必ず学生代表者を置き、公認サークル全般についての学生責任者とする。
 - 4 各公認サークルには本学専任教職員の第9条に定める指導者を1名以上置かなければならない。
 - 5 公認サークルの学生代表者は、複数の公認サークル責任者を兼ねることはできない。ただし、教授会が特に認めた場合はこの限りではない。
 - 6 学生代表者は、当該公認サークルの活動全般について第9条に定める指導者より指導および助言を受け、公認サークル活動が積極的且つ活発に行われるよう努力するものとする。
 - 7 学生代表者は、公認サークル活動の構成員に変更等が生じた場合には、速やかに構成員名簿の変更を

学生支援室に提出しなければならない。

- 8 学生代表者は、毎年4月末日までに、当該公認サークルの構成員名簿、ならびに前年度の活動状況報告書、会計報告書を学生支援室および学生支援委員会に提出しなければならない。
- 9 公認サークルとして承認されるために必要な構成員の人数は、体育会系の公認サークルにおいては、団体競技を行うサークル活動の場合は競技に必要な人数、個人競技を行うサークル活動の場合は4人以上、文化会系の公認サークルにおいては4人以上とする。

(公認サークルの所属)

第7条 各公認サークルへの入会または退会は学生の自由であり、何人もこれを強制もしくは妨げることとはできない。

(公認サークルの降格又は解散)

第8条 公認サークルが第6条9項に定める要件を欠いたとき、又は活動をしなくなったとき、若しくはその他の事由が生じたときは、学生支援委員会委員長は、教授会の承認を得た後、当該公認サークルの降格又は解散を命ずることができる。

- 2 降格又は解散を命じられた公認サークルは、速やかにこれに従わなければならない。
- 3 降格又は解散後、再び公認サークルとなるには、同好会（非公認サークル）として1年以上の活動実績を有し、かつ、大学の承認を得なければならない。

(指導者)

第9条 指導者とは、部長、顧問、監督、コーチを指す。

- 2 指導者については、学長が委嘱する。
- 3 各部および公認サークルには、必ず部長又は顧問を置かななければならない。
- 4 部長ならびに顧問は、担当する部および公認サークルについて、学生の自主的活動を尊重しつつ、適切な助言及び指導を与え、課外活動の充実向上に資することをその任務とする。
- 5 部長又は顧問に事故あるときは、すみやかに後任人事を決める。
- 6 学長が必要と認めた場合は、各部および公認サークルは必要に応じて監督及びコーチを置くことができる。
- 7 監督ならびにコーチは、部長・顧問を補佐し、学生に適切な助言及び指導を与えることをその任務とする。なおコーチは、師範、コーディネーター、トレーナー等を含むものとする。
- 8 各部および公認サークル内の指導者すべての役職は、併任することができる。なお、部長ならびに顧問は、他の部および公認サークルの部長・顧問との併任は出来ないものとする。ただし、教授会で承認された場合はこの限りではない。
- 9 指導者については、原則、本学専任教職員が従事し、本学専任教職員に適当な者がいないときに限り、学外者に委嘱することができる。
- 10 学外での部長ならびに顧問の呼称については、所属連盟等の特性に応じて、同等の職位に変更することがある。

(指導者の任期)

- 第10条 第9条に定める指導者の任期は4月1日より翌々年3月31日までとし、途中就任の場合は、その残余期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。
- 2 任期途中であっても指導者として適任でないと教授会が判断した場合は、学長は教授会の議に基づいて職務を停止し、又は解任することができる。

(指導者の経費の支弁、出張等)

- 第11条 第9条に定める指導者の部および公認サークルにおける指導及び運営において必要な経費が生じた場合、部費予算内でこれを支弁する。
- 2 指導者が、定期的実施される学生連盟等主催の大会や、対外試合（交流試合を含む。）、コンテスト・コンクール及び発表会、合宿および学外施設等における練習において、学生を引率し指導、助言する場合は、旅費規程に準じて旅費を支給する。
- 3 上記の経費以外に、大学が必要と認めた場合は、臨時にその一部を大学が支給する。但し、大学が強化指定した部の指導者については、別途定める。

(事故等への対応、部および公認サークル事故対策委員会)

- 第12条 担当する部および公認サークルの活動中に事故等が発生した場合には、速やかに大学へ報告し、大学および指導者が協力して対応するものとする。
- 2 重大な事故に関しては、必要に応じて部および公認サークル事故対策委員会を設け、事故対応及び再発防止について取り扱うものとする。
- 3 部および公認サークル事故対策委員会の委員長は、学長とする。
- 4 部および公認サークル事故対策委員会の構成員は、学長、大学事務局長、学生支援委員長、学生支援室長、当該団体の本学専任教職員の指導者とする。
- 5 委員長は、前項の委員の他、必要に応じて委員を指名することができる。

(指導者会議)

- 第13条 学生支援委員会は、必要に応じて指導者会議を開催することができる。
- 2 指導者会議は、課外活動に関する基本的事項について意見交換を行う。

(所管)

- 第14条 この細則に関する所管は、学生支援委員会とする。

附 則

- 1 この細則は平成25年2月21日から施行する。
- 2 この細則は平成26年1月9日から施行する。
- 3 この細則は平成28年9月20日から施行する。
- 4 この細則は令和2年3月5日から施行する。